

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

見守り 新鮮情報

第133号

部分かつらのカタログを取り寄せようと業者に電話したところ、「**ちょうどそちらの地域に行くので、訪問して説明**させてください」としつこく言われ、了承してしまった。**その日のうち**に女性の販売員の訪問を受け、注文もしていないのに**頭のサイズ**を

測られたり、**写真**を撮られたりして**断れない感じ**になった。カタログには価格表示がなく、販売員も値段について何も言わないので、高くても20万円くらいかなと想像していたが、**どんどん話が進んでしまい**、契約書を書くときになって初めて**60万円以上**することがわかった。解約したい。
(70歳代 女性)



資料請求をしたただけなのに、 高額なかつらを契約!

ひとこと助言

●カタログ請求だけのつもりが販売員の訪問を受けることになったり、突然業者が家に来たりして、女性用かつらを勧められ、あれよあれよという間に契約してしまったという相談が寄せられています。

●女性用かつらは種類も価格も多様です。高価なものも多く、購入に当たっては、事前にかつらのタイプや価格等を調べ慎重に検討することが必要です。事例のようなトラブルを避けるためにも、訪問自体をきっぱりと断ることも一つの方法です。

●訪問を受け、業者のペースで購入を勧められても、不明な点や迷いがあったら、その場での契約は避けましょう。

●訪問販売の場合、法律で定められた契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフが可能です。

●困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

契約は
慎重にね



見守るくん